

国会

ベトナム社会主義共和国
独立・自由・幸福

法律番号：104/2016/QH13

ハノイ、2016年4月6日

情報アクセス法

ベトナム社会主義共和国憲法に基づき、
国会は情報アクセス法を公布する。

第1章

総則

第1条 適用範囲

この法律は、国民の情報へのアクセス権の行使、情報へのアクセス権を行使する原則・手順・手続、国民の情報へのアクセス権の行使の保障に対する国家機関の責任・義務を規定する。

第2条 用語の解釈

この法律では、以下の各用語は次のとおり理解される。

1. 情報とは、既存の文書・書類・資料に含まれており、国家機関により作成された手書き版・印刷版・電子版・絵・写真・図面・テープ・ディスク・録画・録音盤またはその他の形態で存在している内容・データをいう。
2. 国家機関により作成される情報とは、法律により規定される国家機関の機能・任務・権限の実施に際し作成され、当該国家機関の権限を有する者により署名・押印または書面により認証された内容・データをいう。
3. 情報アクセスとは、情報を閲覧、読み取り、聞き取り、メモ、複製、撮影することをいう。
4. 情報提供とは、国家機関が情報を公開し、および国民の要求に応じて情報を提供することを含むものである。

第3条 情報へのアクセス権の保障原則

1. 全国民は、情報へのアクセス権の行使にあたり平等であり、取扱いを差別されない。
2. 提供される情報は正確であり、十分でなければならない。
3. 情報提供は、適時に、明白に、国民にとって便宜的に、法令に定める手順・手続に従い行わなければならない。

4. 情報へのアクセス権の制限は、国防、国家治安、社会の秩序・安全、社会道徳、国民の健康上の理由により必要不可欠な場合において、法律の規定に従い行わなければならない。
5. 国民の情報アクセス権の行使は、国家、民族の利益、機関・組織または他人の権利および合法的な利益を侵害してはならない。
6. 国家は、障害者、国境地域、島嶼、山間地、経済・社会条件が特別に困難な地域に居住している者が情報へのアクセス権を行使できるよう便宜を図る。

第4条 情報へのアクセス権を行使する主体

1. 国民がこの法律の定めるところにより情報へのアクセス権を行使する。
2. 民事能力喪失者が法定代理人を通じて情報提供の要求を行う。
行為認識制御困難者が後見人を通じて情報提供の要求を行う。
3. 18歳未満の者は、児童に関する法律および他の法律に特段の定めがある場合を除き、法定代理人を通じて情報提供を要求する。

第5条 国民がアクセスできる情報

国民は、この法律の第6条に規定するアクセスできない情報を除き国家機関の情報にアクセスすることができ、この法律の第7条に規定する情報に条件付でアクセスすることができるものとする。

第6条 国民がアクセスできない情報

1. 政治、国防、国家治安、対外、経済、科学、技術および法律の定めるところによる他の分野に属する重要な内容をもつ情報を含む、国家機密に属する情報。
国家機密に属する情報が解除されたとき、国民はこの法律の定めるところによりこれにアクセスすることができる。
2. そのアクセスが国益に危害を及ぼし、国防、国家治安、国際関係、社会の秩序・安全、社会道徳、国民の健康に悪影響を与え、他者の生命、生活または財産に危害を及ぼす情報。国家機関の業務上の秘密に属する情報、内部の会議に関する情報。国家機関が内部の業務用に作成した資料。

第7条 国民が条件付でアクセスできる情報

1. 営業秘密に関する情報は、その営業秘密の所有者の同意を得た場合にアクセスできるものとする。

2. 私生活の秘密、個人の秘密に関する情報は、その個人の同意を得た場合にアクセスできるものとする。家族の秘密に関する情報は、その家族の構成員の同意を得た場合にアクセスできるものとする。
3. 国家機関の長はその機能・任務・権限を行使するにあたり、公益、国民の健康のために必要となる場合、本条 1 項および 2 項に規定する同意を得ることなく、関連法律の定めるところにより営業秘密、私生活、個人の秘密、家族の秘密に関する情報の提供を決定する。

第 8 条 情報アクセスにおける国民の権利および義務

1. 国民は以下の権利を有する。
 - a) 正確な情報を十分に、適時に提供される。
 - b) 情報アクセスに関する法令の違反行為について不服申立、提訴、告訴・告発をする。
2. 国民は以下の義務を負うものとする。
 - a) 情報アクセスに関する法令の規定を遵守する。
 - b) 提供された情報の内容を誤らせない。
 - c) 情報へのアクセス権の行使にあたり、機関・組織または他者の権利および合法的な利益を侵害しない。

第 9 条 情報提供の範囲および責任

1. 国家機関は、この法律の第 6 条に規定される場合を除き、自己が作成した情報を提供する責任を負う。この法律の第 7 条に規定される場合においては、規定される条件が満たされたときに情報を提供する。

村級人民委員会は、この法律の第 6 条に規定される場合を除き、自己が作成した情報および自己の機能・任務を直接に遂行し権限を行使するため受け入れた情報を提供する責任を負う。この法律の第 7 条に規定される場合においては、規定される条件が満たされたときに情報を提供する。

2. 以下の場合を除き、国家機関は情報提供を直接に実施する。
 - a) 国会事務局が、国会、国会の機関、国会常務委員会に属する機関、国家選挙評議会により作成された情報および自己により作成された情報を提供する責任を負う。
 - b) 国家主席事務局が、国家主席により作成された情報および自己により作成された情報を提供する責任を負う。
 - c) 首相府が、政府、政府首相により作成された情報および自己により作成された情報を提供する責任を負う。
 - d) 国会議員団事務所が、国会議員団により作成された情報および自己により作成された情報を提供する責任を負う。

- dd) 省級人民評議会事務局が、省級の人民評議会、人民評議会常務会、人民評議会の各機関により作成された情報および自己により作成された情報を提供する責任を負う。
- e) 省級人民委員会事務局が、省級の人民委員会、人民委員会委員長により作成された情報および自己により作成された情報を提供する責任を負う。
- g) 県級人民評議会および人民委員会事務局が、県級の人民評議会、人民評議会常務会、人民評議会の各機関、人民委員会、人民委員会委員長により作成された情報および自己により作成された情報を提供する責任を負う。
- h) 村級人民委員会がその地方に居住している国民に対し、自己および同級の機関により作成された情報、直接に機能・任務を遂行し権限を行使するために受け入れた情報を提供し、他の国民に対し、当該国民の権利および合法的な利益に直接関係する場合にこれらの情報を提供する責任を負う。
- i) 国防大臣、公安大臣が、自己の組織において情報提供を実施する窓口を規定する。

第 10 条 情報へアクセスする方法

国民は以下の方法により、情報にアクセスすることができる。

1. 国家機関により公開された情報に自由にアクセスする。
2. 国家機関に対して情報提供を要求する。

第 11 条 禁止される行為

1. 故意に不正確、不十分な情報を提供する。情報提供を遅らせる。情報を破壊する。情報を偽造する。
2. ベトナム社会主義共和国に敵対し、団結政策を破壊し、暴力を扇動するために情報を提供または使用する。
3. 個人・機関・組織の名誉、人格、威信を毀損し、性的差別を行い、財産に損害を及ぼすために情報を提供または使用する。
4. 情報提供を要求する者、情報を提供する者を妨害、脅迫し、虐げる。

第 12 条 情報アクセスの費用

1. 他の法律に規定される場合を除き、情報を提供される国民は料金・手数料を支払う必要がないとする。
2. 情報提供を要求した者は、情報を印刷、複写、撮影、送付するための実費を支払わなければならない。

財政大臣は本項の詳細を規定する。

第 13 条 情報アクセス権の行使の保障に対する監察

1. 国会は、国民の情報アクセス権の行使を保障を最高監察する。
2. 人民評議会は、地方における国民の情報アクセス権の行使の保障を監察し、毎年度定期的に、同地方における国民の情報アクセス権の行使状況に関する同級人民委員会の報告書を検討する。
3. ベトナム祖国戦線およびその構成組織は、国民の情報アクセス権の行使を保障に対し社会監察を行う責任を負う。

第 14 条 不服申立、提訴、告訴・告発

1. 情報提供を要求する者は、この法律の第 9 条に規定される国家機関、情報を提供する責任を負う者に対して、不服申立、提訴をする権利を有する。
2. 国民は、情報アクセスに関する法令の違反行為を告訴・告発する権利を有する。
3. 情報アクセスに関する不服申立、提訴、告訴・告発は、不服申立、告訴・告発に関する法令および行政訴訟に関する法令の定めるところにより行われるものとする。

第 15 条 違反処分

1. 情報アクセスに関する法令の規定に違反する行為を行った者は、その違反の性質、度合いにより、規律処分、行政処分を受け、もしくは刑事責任を追及される。
2. 情報を提供する者がこの法律の第 11 条に規定される行為のいずれかを行い、損害を及ぼした場合、国家の損害賠償責任に関する法令の定めるところにより、情報を提供する国家機関が損害を賠償し、違反行為を行った個人がそれを償還する責任を負う。
3. 情報へのアクセス権を行使する者は、提供された情報を使用して機関・組織または他者の権利および合法的な利益に悪影響を及ぼした場合、法令の定めるところにより責任を負う。

第 16 条 情報アクセスに関する法令の適用

この法律は、国民の情報アクセスに一般的に適用されるものとする。他の法律に、情報アクセスに関する規定があるが、この法律の第 3 条の規定に反しない場合、その法律の定めるところにより行使することができる。

第 2 章

情報公開

第 17 条 公開されなければならない情報

1. 以下の情報は広範に公開されなければならない。

- a) 法規範文書、一般的に適用される価値をもつ行政文書、ベトナム社会主義共和国が締約国である国際条約、ベトナムが一方の当事国である国際合意、国家機関の行政手続、業務遂行規程。
- b) 法令、国家機関の所轄範囲に属する分野の制度、政策を普及し、その実施ガイドラインを示した情報。
- c) 法規範文書の制定に関する法令に規定される法規範文書の草案、国家機関の決定権限に属する事項について法令の定めるところにより国民の意見募集を行った際に住民投票・国民の意見を反映させた内容および結果、行政単位の設立・解体・合併・分割、行政境界の調整に関する提案および提案のドラフト。
- d) 国・地方の経済・社会開発に関する戦略・プログラム・プロジェクト・提案・計画・マスタープラン、事業・分野のマスタープランおよびその実施の方法・結果、国家機関の毎年度の業務プログラム・計画。
- dd) 国家予算の見積りに関する情報、国家予算の執行状況に関する報告書、決算、国家予算からの資本を投入する基礎建設投資プログラム・プロジェクトの見積り・執行状況・決算、国家予算手続。
- e) 規定に則った政府開発援助および非政府援助による資金の配分・管理・使用に関する情報、救済金・社会扶助金の管理・使用に関する情報、国民の拠出金・各種基金の管理・使用に関する情報。
- g) 公共投資・公的調達プロジェクト・プログラムのリストおよび公共投資資金の管理・使用ならびに公共投資プログラム・プロジェクトの実施状況および結果に関する情報、入札に関する情報、土地使用のマスタープラン・計画、土地価格、土地回収、地域内のプロジェクト・工事に係る賠償・土地明渡し・再定住計画に関する情報。
- h) 企業における国家資本の投資・管理・使用活動に関する情報、事業運営結果の評価および企業のランク付けに関する報告書、企業および所有者を代表する国家機関の財務情報の公開実施状況に対する監察報告書、国営企業の組織および事業運営に関する情報。
- i) 健康・環境に消極的な影響を及ぼす商品・物品・サービスに関する情報、環境・国民の健康保護・食品安全・労働安全に関する検査・監査・監察の結論。
- k) 国家機関およびその所属機構の機能・任務・権限・組織構造、国民に係る業務を直接遂行する幹部・公務員の任務・権限に関する情報、国家機関が発布した内規・規制。
- l) 定期業務報告書、年度財務報告書、管理事業・分野に関する統計情報、事業・分野に関する国家データベース、幹部・公務員・職員の採用・使用・管理に関する情報、科学プロジェクト・テーマのリストおよび結果に関する情報。
- m) この法律の第 34 条 1 項 b に規定される公開しなければならない情報のリスト、国家機関または情報提供の要求を受け付ける窓口となる者の氏名・住所・電話番号・ファックス番号・メールアドレス。

- n) 公共の利益、国民の健康に関する情報。
 - o) 税・料金・手数料に関する情報。
 - p) 法令の定めるところにより公開されなければならない他の情報。
2. 本条 1 項に規定される情報以外、実際の条件に基づき、国家機関は自発的に自己が作成したまたは保有している他の情報を公開する。

第 18 条 情報公開の形式・時期

1. 情報公開の形式は以下を含むものとする。
 - a) 国家機関のホームページ、ウェブサイトに掲載する。
 - b) 報道機関を通じて公開する。
 - c) 官報に掲載する。
 - d) 国家機関の本部および他の場所において掲示する。
 - dd) 法令の定めるところによる国民との面会、記者会見、プレスリリース、国家機関の報道官の活動を通じる。
 - e) 情報公開の責任を負う機関が決定するところの、国民にとって便利な他の形式。
2. 具体的な情報について法令に公開の形式が規定されている場合、その規定を適用する。
法令が情報公開の形式を具体的に規定しない場合、実際の条件に基づき、情報提供の責任を負う国家機関は、国民が情報にアクセスできることを保障するため、本条 1 項に規定される一つまたは複数の情報公開形式を選択することができる。
3. 障害者、国境地域、島嶼、山間地、経済・社会条件が特別に困難な地域に居住している者に該当する対象の場合、本条 1 項に規定される形式以外、国家機関は、国民の情報アクセスの可能性・条件に適合する情報公開形式を特定する。
4. 各分野の情報公開の時期は、関連法令の定めるところによるものとする。法令に規定がない場合、情報を作成した日から 5 勤務日以内に、権限を有する国家機関は情報を公開しなければならない。

第 19 条 ホームページ、ウェブサイトにおける情報の公開

1. この法律の第 17 条に規定される情報のうち、以下の情報はホームページ、ウェブサイトにおいて公開されなければならない。
 - a) 法規範文書、ベトナム社会主義共和国が締約国である国際条約、ベトナムが一方の当事国である国際合意、国家機関の行政手続、業務遂行規程。
 - b) 法令、国家機関の所轄範囲に属する分野の制度、政策を普及し、その実施ガイドラインを示した情報。

- c) 国・地方の経済・社会開発に関する戦略・プログラム・プロジェクト・提案・計画・マスタープラン、事業・分野のマスタープランおよびその実施の方法・結果、国家機関の毎年度の業務プログラム・計画。
 - d) 公共投資・公的調達プロジェクト・プログラムのリストおよび実施結果ならびに公共投資資金・借入資金の管理・使用に関する情報。
 - dd) 国家機関およびその所属機関の機能・任務・権限・組織構造・組織図、国家機関または情報提供の要求を受け付ける窓口となる者の氏名・住所・電話番号・ファックス番号・メールアドレス。
 - e) 年度財務報告書、管理事業・分野に関する統計情報、科学プロジェクト・テーマのリストおよび結果に関する情報。
 - g) 公開されなければならない情報の各種の公開住所・形式・時期・期間を明記したリスト。
 - h) 公共の利益、国民の健康のために必要があると判断した情報。
 - i) 法令の定めるところによりホームページ、ウェブサイトにおいて掲載しなければならない他の情報。
2. 省・中央直轄市におけるホームページ・ウェブサイト上の情報公開は、省級人民委員会の情報技術応用計画に基づき実施されるものとする。
 3. この法律の定めるところにより情報提供の責任を負う国家機関は、リストに入力された書類・資料を保存する責任を負い、かつ、国民の情報アクセス権の保障に便宜を図る方法・形式により分類しなければならない。情報が電子記録され、適切な期間でデジタル化されなければならない。かつ、全国民がアクセスできるようオープンな状態で設置されることを確保する。また、異なる各システムから簡易にアクセスできるよう全国の電子ネットワークと接続しなければならない。
 4. 国家機関のホームページ・ウェブサイトは、情報の更新のため、また国民の情報検索・開拓に便宜を図るため、所属機関のホームページ・ウェブサイトと連結し、適合されなければならない。
 5. 本条 1 項に規定される情報以外、実際の条件に基づき、国家機関は自発的に、自己が作成した情報をホームページ・ウェブサイトに掲載する。
 6. 国家機関がホームページおよびウェブサイトを持っていない場合、実際の条件に基づき、本条 1 項に規定される情報を他の適切な形式により公開する責任を負う。

第 20 条 報道機関を通じた情報公開

1. 情報を提供する国家機関は、報道機関に対して、法令の定めるところにより報道機関を通じて公開されなければならない情報を十分に、正確に、適時に提供する責任を負う。

2. メディアでの情報掲載・発信は、報道に関する法令の定めるところにより行うものとする。情報の掲載・発信にあたり、報道機関は、情報の充分さ、正確性、適時性を確保しなければならない。

第 21 条 官報掲載、掲示

1. 官報掲載、掲示の形式による情報公開は法令の定めるところにより行われるものとする。

2. 掲示の形式により公開されなければならない情報について、法令が掲示の場所・期間を具体的に規定していない場合、国家機関の本部または共同活動を行う場所において少なくとも 30 日の期間で掲示されなければならない。

第 22 条 不正確な情報公開の処理

1. 機関は、自己により作成され、かつ公開された情報が不正確であることを発見した場合、適時に当該情報を訂正し、訂正した情報を公開する責任を負う。

2. 他の機関により作成され、自己により公開された情報が不正確であることを発見した場合、情報を公開した機関は、適時に当該情報を訂正し、訂正した情報を公開する責任を負う。

3. 自己により作成され情報が他の機関により不正確に公開されたことを発見した場合、情報を作成した機関は、情報を公開した機関に対して、適時に当該情報を訂正し、訂正した情報を公開するよう要請する責任を負う。

4. 国民は、公開された情報が不正確であると判断した場合、当該情報を公開した機関に対して建議する。建議を受領した日から 15 日以内に、かかる機関は、情報の正確性を確認し、かつ、国民に対して回答する責任を負う。公開した情報が不正確であると確認した場合、適時に当該情報を訂正し、訂正した情報を公開しなければならない。

5. 公開された不正確な情報は、不正確に公開したその形式と同一の形式により訂正されなければならない。

第 3 章

要求に応じる情報提供

第 1 節 要求に応じる情報提供に関する総則

第 23 条 要求に応じて提供される情報

1. この法律の第 17 条の規定に従い公開されなければならないが、以下の場合に該当する情報。

a) 公開期間中であるにもかかわらず、公開されていない情報。

b) 法令の定めるところにより公開期間が終了した情報。

- c) 公開されている間に、不可抗力事由により要求した者がアクセスできない情報。
2. 営業秘密、私生活、個人の秘密、家族の秘密に関係し、この法律の第 7 条に規定される提供要件が満たされた情報。
3. 情報提供を要求した者の生活、生産、事業経営に関係するが、この法律の第 17 条および本条 2 項に規定される情報に該当しない情報。
4. 本条 1 項、2 項および 3 項に規定される情報以外、国家機関は、その任務・権限・条件および実際の能力に基づき、自己が作成したまたは保有している情報を提供することができる。

第 24 条 情報提供を要求する形式

1. 要求者は以下の形式により情報提供を要求することができる。
 - a) 国家機関の本部を直接訪問し情報提供を要求する、またはそれを他者に委任する。

要求を受け付ける者は、要求者に対して、本条 2 項に規定される内容を情報提供要求票に記入するよう促す責任を負う。

情報提供を要求する者に読み書きの能力がなく、または障害により書くことができない場合、情報提供の要求を受け付ける者は、情報提供要求票に内容の記入を手助けする責任を負う。
 - b) 情報提供機関に要求票をインターネット・郵便サービス・ファックスにより送付する。
2. 情報提供要求票はベトナム語で表示され、以下の主な内容を含むものとする。
 - a) 要求者の氏名、居住地、住所、身分証明書・国民識別カードの番号または旅券番号、ファックス番号、電話番号、メールアドレス（あれば）。
 - b) 文書・書類・資料の名称を明記する提供要求情報。
 - c) 情報を提供する形式。
 - d) 情報提供を要求する理由、目的。
3. この法律の第 7 条 1 項および 2 項に規定される情報の提供要求の場合、関係個人・組織の同意書面を添付しなければならない。
4. 政府は情報提供要求票の書式を規定する。

第 25 条 要求に応じて情報を提供する形式

1. 要求に応じる情報提供は以下の形式のいずれかにより行われるものとする。
 - a) 情報提供機関の本部において直接行う。
 - b) インターネット、郵便サービス、ファックスによる。
2. 要求を受けた国家機関は、法令に特段の定めがある場合を除き、要求者により申し出され、提供を要求された情報の性質およびその機関の能力に適合する形式により情報を提供する責任を負う。

第 26 条 情報提供要求の受付

1. 国家機関は、情報提供の要求を受け付け、かつ、要求に応じた情報提供の実施記録書に記録する責任を負う。
2. 情報提供要求票にこの法律の第 24 条 2 項に規定される内容が十分に、明確に記入されていない場合、情報提供機関は、要求者に対してその補足を促す責任を負う。
3. 要求された情報が受け付けた機関の提供責任に属しない場合、かかる要求を受けた機関は、要求者に通知し、かつ当該情報を提供する責任を負う機関へ連絡するよう促さなければならない。

第 27 条 情報提供要求の解決

不備のない情報提供要求を受けたとき、情報提供の責任を負う国家機関は、情報提供の時期・場所・形式、情報の印刷、複写、撮影、郵便サービス・ファックス（あれば）による発送にかかる実費および支払の方法・期限を通知し、本章に規定される手順・手続に従い情報提供を行う。

第 28 条 情報提供要求の拒否

1. 国家機関は、以下の場合において情報提供を拒否する。
 - a) この法律の第 6 条に規定される情報、この法律の第 7 条に規定される要件を満たさない情報の場合。
 - b) この法律の第 23 条 1 項に規定される場合を除き、この法律の第 17 条の定めるところにより公開される情報の場合。
 - c) 要求された情報が提供の責任に属しない場合。
 - d) 要求者本人に 2 度提供された情報の場合。ただし、要求者に正当な理由がある場合はこの限りではない。
 - dd) 要求された情報が、機関の対応能力を超え、またはその通常活動に影響を及ぼす場合。
 - e) 情報提供を要求した者が、情報の印刷、複写、撮影、郵便サービス・ファックスによる発送にかかる実費を支払わなかった場合。
2. 情報提供を拒否する場合、国家機関は書面により通知し、かつ、その理由を明示しなければならない。

第 2 節 要求に応じる情報提供の手順・手続

第 29 条 情報提供機関の本部における直接的な情報提供の手順・手続

1. 既に保有しており、直ちに提供できる簡易な情報の場合、情報提供を要求した者は、直接に資料を閲覧、読み取り、聞き取り、記録、撮影し、または直ちに資料の写し、撮影版を提供することを要求することができる。

2. 複雑であり、既に保有しておらず、機関の各部署から収集する必要がある情報、または他の機関・組織・機構の意見を要する情報の場合、不備のない要求を受け付けた日から 10 勤務日以内に、要求を受けた機関は、要求者に対して、その本部に訪問し、資料を閲覧、読み取り、聞き取り、記録、撮影し、もしくは資料の写し、撮影版を受けるよう通知し、または情報提供の拒否について通知書面を出さなければならない。

要求を受けた機関が検討、検索、収集、複製、情報提供要求の解決のためにさらなる時間を要する場合は、延長できる。ただし、最長 10 勤務日を超えてはならず、かつ、情報提供期間中に延長に関する通知書面を出さなければならない。

第 30 条 インターネットを通じる情報提供の手順・手続

1. インターネットを通じる情報提供は、以下の要件が満たされたときに行われるものとする。

a) 要求された情報が、既存のデータファイルに属し、かつ、インターネットを通じて送信できる情報でなければならない。

b) 国家機関が、要求された情報をインターネットを通じて提供するための技術上の条件を充足している。

2. インターネットを通じる情報提供は以下の方法により行われるものとする。

a) 電子メールにファイルを添付する。

b) 一回のアクセスコードを提供する。

c) 情報をダウンロードするためにアクセスアドレスを教示する。

3. 既に保有しており、直ちに提供できる単純な情報の場合、不備のない要求を受け付けた日から 3 勤務日以内に、要求を受けた機関は情報を提供しなければならない。

4. 複雑であり、既に保有しておらず、機関の各部署から収集する必要がある情報、または他の機関・組織・機構の意見を要する情報の場合、不備のない要求を受け付けた日から 3 勤務日以内に、要求を受けた機関は、情報提供の要求を解決する期限について書面により通知しなければならない。不備のない要求を受け付けた日から 15 勤務日以内に、要求を受けた機関は、情報を提供し、または情報提供を拒否する旨の通知書面を出さなければならない。

要求を受けた機関が検討、検索、収集、複製、情報提供要求の解決のためにさらなる時間を要する場合は、延長できる。ただし、最長 15 日を超えてはならず、かつ、情報提供期間中に延長に関する通知書面を出さなければならない。

第 31 条 郵便サービス・ファックスによる情報提供の手順・手続

1. 既に保有しており、直ちに提供できる簡易な情報の場合、不備のない要求を受け付けた日から5勤務日以内に、要求を受けた機関は情報を提供しなければならない。
2. 複雑であり、既に保有しておらず、機関の各部署から収集する必要がある情報、または他の機関・組織・機構の意見を要する情報の場合、不備のない要求を受け付けた日から3勤務日以内に、要求を受けた機関は、情報提供の要求を解決する期限について書面により通知しなければならない。不備のない要求を受け付けた日から15勤務日以内に、要求を受けた機関は、情報を提供し、または情報提供を拒否する旨の通知書面を出さなければならない。

要求を受けた機関が検討、検索、収集、複製、情報提供要求の解決のためにさらなる時間を要する場合は、延長できる。ただし、最長15日を超えてはならず、かつ、情報提供期間中に延長に関する通知書面を出さなければならない。

第32条 要求に応じて提供した不正確な情報の処理

1. 国家機関は、自己が提供した情報が不正確であることを発覚した場合、本条3項に規定される場合を除き、発覚日から5勤務日以内、情報を訂正し、かつ再度提供する責任を負う。
2. 情報提供を要求した者が、提供された情報が不正確であると判断した場合、情報を提供した機関に対し、再度正確な情報を提供するよう要求する権利を有する。

要求を受け付けた日から15日以内に、情報を提供した機関は、情報の正確性を確認し、かつ要求者に回答する責任を負う。提供した情報が不正確である場合、本条3項に規定される場合を除き、それを訂正し、かつ、再度情報を提供しなければならない。

3. 村級人民委員会が自己の保有している情報の正確性を確認できない場合、発見した日または情報提供を要求した者の申し出を受領した日から5勤務日以内に、村級人民委員会は情報を作成した機関に対して検討を要請しなければならない。当該要請を受領した日から15日以内に、情報を作成した機関は、情報の正確性を確認し、かつ、村級人民委員会に回答しなければならない。提供した情報が不正確である場合、正確な情報を添付しなければならない。

かかる回答を受領した日から3勤務日以内に、村級人民委員会は、情報を訂正し、または情報提供を要求した者に通知しなければならない。

第4章

国民の情報アクセス権の行使を保障する責任

第33条 国民の情報アクセス権の行使を保障するための措置

1. 国民の情報アクセス権の行使の保障にあたり、情報提供の任務を割り当てられる者の能力・専門・業務の質を向上させるために訓練する。

2. 政府の規定に従い、ホームページ・ウェブサイトを運営し、機関が提供責任を負う情報のデータベースを構築し、運営する。
3. 国家機関の発言者の活動および報道機関を通じた情報提供を強化する。
4. 情報提供の窓口となる部署・個人を特定する。
5. 各機関のそれぞれの条件に合わせて情報を提供するために、国民を面会する場所を合理的に配置する。
6. 書簡・保管・統計業務を整備し、健全化する。要求者が国家機関の本部において直接に、まおよびインターネットを通じて資料を閲覧、読み取り、聞き取り、記録、撮影できるよう、技術手段、情報技術および他の必要な条件を整備する。

第 34 条 情報アクセス権の行使の保障における情報提供機関の責任

1. この法律の第 9 条の規定に従い情報提供の責任を負う機関は以下の責任を負う。
 - a) 正確な情報を適時に、十分に公開し、提供する。提供した情報が不正確または不足であることを発見した場合、かかる情報を訂正し、または追加情報を提供しなければならない。
 - b) 自発的に公開されなければならない情報のリストを作成・更新・公開し、かつ、当該リストをホームページ・ウェブサイトに掲載する。公開されなければならない情報のリストに基づく時期・期間および形式に従って、頻繁に情報を更新し、公開する。
 - c) 提供責任を負う情報のデータベースを維持・保存・更新し、情報が体系的で、十分かつ全面的であり、適時に簡易に検索できることを確保する。
 - d) 情報の正確性、十分さを確保する。各データシステム間の情報交換は法令の定めるところにより行うものとする。
 - dd) 情報保護の措置および規程ならびに情報管理システムの保護に関して技術上のガイドラインを示す。
 - e) 提供する前に、情報を確認・分類・検査し、かつその秘密性を確保する。
 - g) 公共の利益、国民の健康を保障するために、適時に情報提供の利益を検討・考慮したうえで、情報公開または要求に応じる情報提供を行う。
 - h) 自己の責任範囲に属する情報提供の実施に関する内部規制を制定し、公表する。当該規制の主な内容は、情報提供の窓口の特定、情報を作成した部署から情報提供の窓口となる部署への情報の送付、提供できる情報と提供できない情報の分類、公開される情報および要求に応じて提供される情報の更新、窓口となる部署と情報データベースを担当する部署と関連部署との間における情報提供要求の取扱手順・手続である。
 - i) 情報へのアクセスに関する法令について、自己の機能・任務・権限に係る規定を確認し、この法律に適合するよう、権限を有する国家機関に対して改正・補足を適時に提案する。

k) 法令の定めるところにより、情報へのアクセスに関する不服申立・告訴告発書・レターに対応し、違反を処分する。

l) 要請される際に権限を有する国家機関に、自己の機関における国民の情報アクセス権の行使の保障状況について報告する。

2. 情報提供の窓口の役割を与えられた部署の長は、自己の機関の情報提供任務の遂行を確保し、適時に、国民の情報アクセス権を妨害する行為を行った、自己の管理権限に属する情報提供者を処罰する。

3. 情報提供の任務を与えられた者は、国民に情報を適時に、十分に提供する責任を負う。任務遂行にあたり、嫌がらせ、妨害、困難をもたらしてはならない。

第 35 条 情報アクセス権の行使の保障における政府、省、省同等機関、政府所属機関および各級人民委員会の責任

1. 政府は、情報アクセス権の行使の保障業務について国家管理を統一管理し、かつ以下の任務を遂行し、権限を行使する。

a) 情報アクセスに関する法令を権限に基づき制定し、または権限を有する国家機関に対して制定・改正・補充および整備を建議する。

b) 障害者、国境地域、島嶼、山間地、経済・社会条件が特別に困難な地域に居住している者が情報へのアクセス権を行使できるよう、便宜を図る措置を規定する。

c) 情報へのアクセス権の行使における機関・機構・幹部・公務員・職員および国民の権利および責任についての認識を普及し、向上させる教育の措置を実施する。

d) 情報へのアクセス権の行使にあたり機関・組織・機構・国民にガイドラインを示す。

d) 情報アクセスに関する法令施行を監査・検査し、違反を処分する。

e) 情報および情報管理システムを保管する措置・規程について技術上のガイドラインを示す。

g) 国民の情報アクセス権の行使の保障を監視・催促・検査する。

2. 省、省同等機関、政府所属機関はその割り当てられた機能・任務に基づき、本条 1 項 a、c、d、dd および g に規定される任務を遂行する責任を負う。

3. 情報通信省は、本条 1 項 e に規定される任務の遂行について政府を補佐する。

4. 司法省は、この法律の施行を一般的に監視することについて政府を補佐する。

5. 省級人民委員会はその地方において国家管理を行い、政府の施行細則に基づき、国民の情報アクセス権の行使を保障するための措置を実施する責任を負う。

6. 国家機関は自己の実際条件に基づき、要求者が機関の本部において直接に資料を閲覧、読み取り、聞き取り、記録、撮影するために便宜を図り、情報を公開するために情報掲示板または他の設備を設置する。

第5章 施行条項

第36条 適用条項

1. ベトナムに居住する外国人は、自己の権利および義務に直接関係する情報の提供を要求する権利を有する。

ベトナムに居住する外国人に適用する情報提供要求の手順・手続は、この法律の第3章の定めるところにより行われるものとする。

2. 国民は自己の所属する組織・団体・企業に同様の情報提供要求をもつ複数人がいる場合、その組織・団体・企業を通じて情報提供を要求することができる。

政府は本項の詳細を規定する。

第37条 施行効力

この法律は、2018年7月1日から施行される。

政府、権限を有する国家機関は、この法律において委任された条項の詳細を規定する。

この法律はベトナム社会主義共和国の第13期国会の第11回会期において2016年4月6日に可決された。

国会議長

グエン・ティ・キム・ガン